

神戸市議会基本条例要綱の策定過程における議論について

1 策定までの流れ

第11回神戸市会活性化に向けた改革検討会において、座長から神戸市議会基本条例骨子案を提案し、その骨子案に対して、各会派から提出された修正意見を第12回検討会で議論し、神戸市議会基本条例要綱として確定した。

- 第11回検討会（平成24年2月23日）
座長から骨子案の提案
- 第12回検討会（平成24年4月12日）
 - ・ 骨子案に対して各会派から提出された修正意見を議論
 - ・ 修正した骨子案を神戸市議会基本条例要綱として確定
- 神戸市議会基本条例要綱に対するパブリックコメントの実施

(平成24年4月17日～5月16日)

2 神戸市議会基本条例骨子案に対する各会派からの主な意見と結果

○ 前文

- ・ 「合議制の議会」の「合議制」を削除してはどうか。
→ 原案どおり（「独任制」との比較になっているため。）
- ・ 代表機関の役割について、「市民の福祉の向上と市の健全な発展を実現する」と具体的に書いてはどうか。
→ 原案どおり（ここでの代表機関の役割は、憲法上の趣旨のことであるため。）
- ・ 「住民」を「市民」にしてはどうか。
→ 原案どおり（「地方公共団体」との表現の間に違和感が生じるため。）
- ・ 「地域のことは地域で決める」という住民による行政を実現しようとする方向への転換について、地域ブロックごとに別の組織を作るような誤解を与えるので、削除してはどうか。
→ 原案どおり（意見に賛同がなかったため。）
- ・ 議会に対する市民の権利や市民参加について、文章や文言を追加してはどうか。
→ 原案どおり（「市民と議会との関係」の章で言及しているため。）
- ・ 神戸市会のこれまでの役割に触れるとともに、今後の大都市制度について記載してはどうか。
→ 修正（神戸らしい議会基本条例をつくるうえで、自分たちの市の歴史、経験を盛り込むことも必要である。大都市制度に関しては、将来的に変わり得るため、盛り込むべきではない。神戸らしさを加味する方向で、修正する。）

○ 議員の役割及び活動原則

- ・ 「市民の多様な意見を的確に把握」を「市民の多様な意見を的確に把握・反映」としてはどうか。
→ 修正（「基本理念」中の文言に合わせる。）
- ・ 「一部団体及び地域の代表にとどまらず」は当たり前であり、削除してはどうか。
→ 修正（「一部団体及び」を削除し、「地域の代表にとどまらず」とする。）
- ・ 「会派間で相互に協議を行う」ことについて、常に協議を行うわけではなく、与党・野党という立場もあり、賛同しかねる。
→ 修正（「必要に応じて」という文言を追加する。）

○ 議会と市長等との関係

- ・ 議会の役割について、「市勢の発展」の前に「市民の福祉の向上」を追加してはどうか。
→ 修正（「総則」中の文言に合わせる。）

○ 議会運営の原則について

- ・ 「民主的かつ効率的な運営」について、「民主的」を削除してはどうか。または、項目を削除してはどうか。
→ 原案どおり（「民主的」であることと「効率的」であることのバランスを取っていくことを表現しているため。）
- ・ 「一括質問一括答弁方式又は一問一答方式」を「一括質問方式、再質問については一問一答方式」としてはどうか。
→ 原案どおり（議運での協議の結果を表しているため。）

○ 市民と議会との関係について

- ・ 「市民が議会の活動に参加する機会を確保する」を「市民意見を的確に吸い上げる」としてはどうか。
→ 原案どおり（市民参加を促進する規定であるため。）
- ・ 公聴会、参考人制度の活用について、記載してはどうか。
→ 原案どおり（原案に趣旨が内包されているため。）
- ・ 議会報告会や意見交換会等の開催について、記載してはどうか。
→ 原案どおり（検討会において、インターネット等で行うことについて検討済みであるため。）

○ 議会権能の強化について

- ・ 「必要に応じ学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる」ことを記載してはどうか。
→ 修正（議会にとっての必要な機関であるため、原案に盛り込む。）
- ・ 政務調査費について「収支報告書については、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする」と記載してはどうか。
→ 原案どおり（現在、領収書を公開しているため。）

○ 議会改革の推進

- ・ 議会改革を推進する組織について、「設置することができる」を「設置することとする」とし、「市民及び学識経験者等の意見を聞くよう努めるものとする」と記載してはどうか。
→ 原案どおり（必要に応じて、推進組織を設置できることを規定するものであり、市民や学識の意見を聞くことは妨げられるものではないため。）
- ・ 市会図書室について、「機能の充実」の前に「体制の強化」を追加してはどうか。
→ 原案どおり（「体制の強化」は、組織の充実の意味合いを伴うため。）

○ 最高規範性と条例の見直し

- ・ 「最高規範」という言葉によって、ほかの条例と上下関係を付ける必要はないのではないか。
→ 修正（議会運営において最も基本となることを定めたという意味で、「最高規範」という位置づけをするべきである。実質的には、ほかの条例と上下関係はなく、「この条例に反する議会の条例、規則、その他の例規はその効力を有しない」を「議会に関するほかの条例等の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る」と修正する。）

<参考>以下の資料については、神戸市会のホームページで公開

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/gikai-kaikaku.html>

- ・ 神戸市議会基本条例骨子案
- ・ 神戸市議会基本条例要綱
- ・ 神戸市議会基本条例骨子案における各会派の修正意見
- ・ 第11回・第12回検討会議事要旨